

第70回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：2021年（令和3年）12月22日（水）15時～17時

場所：弁護士会館17階1701C会議室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）
副議長 村木 厚子（元厚生労働事務次官）
委員 井田 香奈子（朝日新聞論説委員）
吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）（※Zoom出席）
河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金事務局長）（※Zoom出席）
太田 昌克（共同通信編集委員、早稲田大学客員教授、長崎大学客員教授）（※Zoom出席）
浜野 京（信州大学理事（ダイバーシティ推進担当）、元日本貿易振興機構（JETRO）理事）（※Zoom出席）
清水 秀行（日本労働組合総連合会事務局長）
船渡 忠男（東北福祉大学健康科学部学部長）

（日弁連）

会長 荒 中
副会長 相原 佳子、田中 宏（※Zoom出席）、高橋 敬幸
事務総長 瀧上 玲子
事務次長 藤原 靖夫、畑中 隆爾、木原 大輔、松田 由貴、石井 邦尚、
服部 千鶴、下園 剛由
広報室室長 白石 裕美子

（説明協力者）

日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長 加納 小百合
子どもの権利委員会幹事 一場 順子
同幹事 柳 優香

以上 敬称略

1. 開会

（服部事務次長）

お待たせいたしました。それでは、第70回日弁連市民会議を始めさせていただきます。

担当事務次長の服部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事前にご案内のとおり、今回の市民会議も議長とご相談の上、感染予防対策のための特例として、Z o o mでの出席を可能とする取扱いを継続しております。

今回より、新たにお二人の委員にご就任いただきました。ご紹介させていただきます。

日本労働組合総連合会の事務局長でいらっしゃいます、清水秀行委員です。

(清水委員)

清水です。よろしくお願いいたします。

(服部事務次長)

東北福祉大学健康科学部学部長でいらっしゃいます、船渡忠男委員です。

(船渡委員)

船渡です。よろしくお願いいたします。

(服部事務次長)

よろしくお願いいたします。新たに委員になられた方々がいらっしゃいますので、日弁連側の出席者のご紹介をさせていただきます。

(荒会長)

荒でございます。本日はどうもありがとうございます。

(高橋副会長)

高橋でございます。よろしくお願いいたします。

(渕上事務総長)

渕上でございます。よろしくお願いいたします。

(服部事務次長)

Z o o mで御出席の田中副会長、ご挨拶いただけますでしょうか。

(田中副会長)

副会長の田中です。本日はよろしくお願いいたします。

(服部事務次長)

二つ目の議題の説明者には、その際にご挨拶を頂きます。

配布資料の確認です。事前配布資料は、こちらの冊子に加え、「子どもの権利基本法の制定を求める提言」の冊子と、「国連から見た日本の子どもの権利状況」というパンフレットをお送りしております。

当日配布資料として、座席表等のほか、若手チャレンジ基金制度のご案内から始まる資料をお配りしております。また、先ほど船渡委員からご提供いただきました資料もございましたので、ご確認くださいようよろしくお願いいたします。

日弁連ウェブサイトの会長動静に掲載する写真撮影のため、広報課職員のカメラが入っておりますので、ご了承ください。それでは、北川議長、進行をよろしくお願いいたします。

2. 開会挨拶

(北川議長)

委員の皆様、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日は、太田昌克委員、河野康子委員、浜野京委員は、Z o o mにてご出席です。湯浅誠委員は、所用のためご欠席です。

それでは、第70回の市民会議を開催させていただきます。

3. 荒中日弁連会長挨拶

(北川議長)

まず、最初に荒日弁連会長から、一言ご挨拶を頂きます。

(荒会長)

皆様、師走のお忙しい中、そして新型コロナウイルス感染症が完全に収束したとはいえずマスクの着用が続く中、このように多数の委員の皆様にご出席いただき、誠にありがとうございます。この市民会議も今回で70回目を迎えます。日頃より日本弁護士連合会の活動にご理解を頂いておりますことに、心より御礼を申し上げます。

本日は、お二人の新しい委員をお迎えしての開催となります。まず、連合の清水事務局長にお越しいただきました。労働の角度からいろいろな物事をご覧になっている立場から、貴重なご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、今このようにパンデミックが起きている中で、医療の立場からもご意見を頂きたく、東北福祉大学の船渡教授に、本日は仙台からお越しいただきました。誠にありがとうございます。多重的にご意見を頂ける体制がより一層強く作られ、非常に心強く思っております。

この間の会務についてご報告します。私の会長職も1年9か月余りが過ぎました。12月15日・16日には、夫婦別姓の実現に関する国会一斉要請活動ということで、日弁連理事と正副会長、事務総次長が総出で、214名の国会議員に働きかけを行いました。

男女共同参画に関してもう一つご紹介します。今回から市民会議の担当事務次長も女性ですが、来年2月からは8人の事務総次長のうち4人が女性となります。日弁連内にも本格的に男女共同参画の時代が到来しようとしている中で、ささやかながら、弁護士バッジを、ネジ式からタイタック式に変更しました。2023年の新規登録会員から開始し、女性会員にも不便のないようにいたしました。

また、以前にもご紹介しましたが、若手チャレンジ基金という若手会員支援のための基金を作り、若手会員の公益活動への参画・研修受講によるスキルアップ、また基金を利用した新しい取組を始める後押しをするということで、2か月余り募集を行いました。最終的に、12月現在で530件ほどの応募がありました。

最後に、村木副議長や湯浅委員や私自身も関わりを持ってきた分野ですが、再犯防止について、きちんと財政的な裏付けをもって取り組もうということで、今52弁護士会で具体的

な準備を進めています。

日弁連は様々な取組を行っておりますが、その一つ一つが、市民の方々のご支援をいただいております。是非とも私たちの活動になお一層ご理解をいただきたく、私から皆様へのお願いも含めてご挨拶させていただきます。本日はありがとうございます。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

議事録署名人を決定したいと思います。恐縮ですが、井田委員と吉柳委員を指名したいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

5. 議事

(北川議長)

それでは、議事に入ります。お手元に配布されている議題のとおり進めさせていただきます。

議題① 弁護士費用保険制度（LAC）の現状と今後について

(北川議長)

第1の議題として、「弁護士費用保険制度（LAC）の現状と今後について」を検討していきたいと思います。まず、田中宏副会長、加納小百合日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長にご説明をお願いいたします。

(田中副会長)

担当副会長をしております、大阪弁護士会の田中と申します。よろしく願いいたします。

では、まず、日弁連リーガル・アクセス・センター広報動画「あなたの安心のために」をご覧ください。

(動画視聴)

(田中副会長)

それでは引き続き私からご説明します。

まず、弁護士費用保険とはどういう保険かについて、自動車関係で説明します。

自動車を所有すると、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）に加入しなければなりません。自賠責保険というのは、事故を起こし、被害者に損害賠償をしなければならないときに、そのお金が保険金として支払われる保険です。自賠責保険には必ず加入しなければ、車検も通らず、公道を走ってはいけなくなっています。違反すれば刑罰や反則処分があり、免許停止になる場合もあります。

実際に事故を起こしたときの損害賠償額は、例えば裁判になり判決で命じられる場合は、一般的には自賠責保険金額の上限金額よりも多額になります。当然その差額は、個人ならば個人で支払わなければなりません。この自賠責保険金額との差額が保険金として支払われるのが、いわゆる任意保険といって、自動車を所有する際に対人無制限、対物無制限といったように契約内容を決めて任意で加入するものです。

このように、自分が加害者となって法律上の損害賠償義務を負ったとき、それを保険金として支払ってくれる保険が、賠償責任保険と言われるものです。

反対に、被害者となった場合には、加害者に対して、あるいは実質的には加害者が加入している保険会社に対して、損害賠償請求をすることになります。ここで賠償額がすんなり決まれば必要ありませんが、決まらない場合には、弁護士に相談したり、示談交渉や訴訟を依頼したりすることとなります。

その場合は当然に弁護士費用がかかるのですが、その費用は原則として被害者側が支払わなくてはならないため、最終的に、弁護士費用の分だけ受領する損害賠償金が減ることになります。

つまり、損害賠償額があまり大きくない場合、弁護士を頼むことによってかえって受け取ることができる金額が少なくなるという事態になりかねません。被害者となって損害賠償を請求する際の弁護士費用を保険金として賄うことができるのが、弁護士費用保険となります。

この交通事故の弁護士費用保険は、先ほど触れた、自動車の任意保険に加入する際の特約条項として広く普及するようになりました。特約を付帯する場合の保険料は年間約3,000円から4,000円程度です。制度開始当初はもっと安かったと記憶していますが、多くの方が利用するようになって保険金額は上がったかと思います。

今はどなたでもこの保険を知っている状況になったと思いますが、当初は、任意保険の加入時に勧められて契約していても、本人が認識していないことが多く、我々弁護士から加入しているかを確認してくださいと言われて、初めて認識したという事例もありました。

日弁連では弁護士にアクセスしにくい理由をアンケート等で聞くことがありますが、必ず挙がるのは、敷居が高いという理由と、費用がいくらかかるか分からないという理由です。弁護士費用保険は、この弁護士へのアクセス障害を取り除くものであるといえます。

先ほどの動画に「LAC（ラック）」という言葉が出てきましたが、これはリーガル・アクセス・センター（Legal Access Center）の略で、日弁連や各地の弁護士会に設置されている組織の名前です。

弁護士費用保険に加入していても、いざ弁護士に依頼しようとしたとき、どのように弁護士を見つければよいか分からないという人は多いです。アンケートでも弁護士にアクセスしにくい理由としてよく挙がるのは、どこに弁護士がいるか分からない、誰に頼めばよいか分からないといったことです。

そこで、日弁連と保険会社が協定を締結し、弁護士に心当たりのない保険契約者・被保険者が弁護士費用保険を利用する際に、日弁連が各地の弁護士会と連携して弁護士を紹介する仕組みを作っています。これが弁護士費用保険制度、通称LAC制度と呼ばれるものです。

弁護士費用保険の中には、このLAC制度の対象となっているもの、すなわち、日弁連が保険会社と協定を締結しているものと、そうでないものがあります。

反対に、LACの対象となる保険であるからといって、必ずしも日弁連を通じて弁護士を頼まなくてはならないということはありません。自分で見つけた弁護士に頼み、その費用を保険で支払ってもらうことも可能です。この場合も、日弁連は報告を受けることになっています。

また、日弁連から弁護士を紹介された場合でも自分で弁護士に頼んだ場合でも、弁護士費用がいくらでも保険金から出るということではありません。その内容は各保険の約款で決まっています。また、日弁連リーガル・アクセス・センターでは、「弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準」というものを策定しており、協定保険会社にこの基準を尊重してもらうことで、スムーズに保険金が支払われるようにしています。

資料に記載のとおり、日弁連と協定を締結している保険商品の販売件数は約2,800万件です。LAC取扱件数というのは、日弁連を通じて弁護士を紹介した件数と、依頼者が自分で弁護士を見つけて弁護士費用保険を利用した件数の合計ですが、当初は3件だったのが、2019年度には4万879件まで増えています。

弁護士費用保険が普及したことにより、従前は、弁護士費用が負担となるために法的手続による解決を選ばなかった比較的少額の損害の事件も、法的手続を採ることができるようになりました。

弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準では、着手金・報酬金方式の他にタイムチャージ方式も設けています。争いとなっている損害額に関わらず、所要時間に応じて1時間当たり2万円を報酬とすることができるというものです。1事件当たり一応の上限を計30時間としています。

資料の3頁をご覧ください。簡易裁判所の交通事故損害賠償請求事件の弁護士選任率の推移に関するグラフです。簡易裁判所ですので、訴額140万円以下の事件です。このグラフを見ていただきますと、当事者本人が訴訟をする割合は減少傾向にあります。反対に、弁護士を付ける割合は増加しており、95%程度の事件で弁護士の代理人が付いていることが分かります。

次に、LAC制度の対象分野の拡大についてご説明します。当初は、交通事故の民事事件の解決に当たる際の弁護士費用を保険で賄うことで発展してきましたが、交通事故以外にも弁護士に相談したい、交渉や訴訟を委任したいというニーズは多くあります。

車の安全機能の向上等により、交通事故の件数自体が減少傾向にあることや、弁護士費用保険に需要があるということもあり、各社とも、交通事故の民事事件以外の紛争に関する弁

護士費用保険を次々と開発しています。

本日の資料には、日弁連が弁護士を紹介する協定を締結している協定保険会社の一覧表があります。また、日弁連が協定を締結している保険商品の対象分野の一覧も含めています。前半が個人向け、後半は事業者向けです。

対象分野の内容をご覧くださいと、まず個人向けの1は一般的な交通事故で、2は交通事故の加害者側で刑事事件になったときの弁護士費用です。3は人格権侵害、離婚、遺産分割、借地・借家、労働等に関する紛争、4はインターネットトラブル、5は近隣トラブル、6は、成年後見やそれに伴う遺産分割等にかかる弁護士費用が対象となっています。

後半は事業者向けで、7は中小企業でよく発生する賃金・雇用・労働に関するトラブル、契約内容や売掛金回収に関するトラブルが対象となっているもので、8は業務妨害が対象に含まれているのが特徴ですけれども、9はその業務妨害に特化した保険です。

また、それぞれの保険料の記載があります。いろいろな種類があるので厳密ではありませんが、保険金額と保険料のバランスをイメージしていただくために記載しています。

保険金支払限度額については、法律相談をするための費用と弁護士に依頼した際の弁護士費用に分けている保険商品が多いですが、双方込みで表示しているものもあります。

資料9頁以降の、弁護士費用を補償する特約が付帯された保険の一覧は、日弁連が協定を締結している保険ではないものも含まれますが、弁護士費用保険として様々な商品が開発されていることを示すために作成したものです。被害を受けた場合の保険のほか、被害を与えた場合の保険、この場合は損害賠償金も保険金として支払われます。

続いて、弁護士費用保険ADRについてです。弁護士と協定保険会社との間で、弁護士費用に関して見解の相違が生じた場合に、その間を取り持って解決するADR（裁判外紛争解決機関）があります。LACではこのような制度を作り、LAC制度がスムーズに運用されるように努力しています。

最後に、LAC制度は、SDGs（持続可能な開発目標）の示すターゲット、16.3、「国家及び国際的なレベルで法の支配を実施し、全ての人々に司法へのアクセスを提供すること、その実現に資するものと考えております。私の方からは、以上です。

（北川議長）

田中副会長、ありがとうございます。この件に関し、ご質問、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。Zoomでご出席の方は、チャット欄にて発言を希望される旨をお知らせください。それでは、どうぞ。

（河野委員）

河野です。ご説明ありがとうございます。PR動画もヒーロー感満載の音楽で大変インパクトがあり、効果は絶大だろうと思いながら拝見しました。

つい最近、交通事故に遭った知人から、弁護士費用付きの保険で納得のいく解決が得られたという話を耳にしたばかりです。保険会社の見積りではこういう決まりになっていますと

紋切型の説明で十分な理解のないまま決着しそうになっていたところ、弁護士の方が介入してくださったことで、結果に大変満足できたということでした。弁護士費用保険制度がもっと広く世間に知られ活用されることで、民事裁判等、私たち一般人には敷居が高く、制度もあまり分からない言葉に直面して、どうしたらよいのだろうと泣き寝入りするような消費者が今後減っていくのではないかと思います。

一つ質問があります。保険制度が新たな対象分野に拡大する方向は歓迎したいのですが、弁護士の方をお願いして、満足のいく結果が得られればよいのですが、相手方のいることですから、不調に終わったり、思ったとおりにならなかった場合の不満等への対処も必要かと思えます。これまで成果が上がったことに付随して、検討課題となった実例や対処法があれば教えていただきたいと思いました。

少しネガティブな質問ですみませんが、制度に関しては、もっと社会に広報・周知され、私たち消費者が弁護士費用保険にしっかりと対価を支払うことによって、制度を維持していくべきだと思っております。よろしくをお願いします。

(北川議長)

お願いします。

(加納副委員長)

加納からご説明いたします。一般的に弁護士に対する不満と申しますと、一つは、報酬に対する紛争が考えられます。保険が付いているので、弁護士費用に対する紛争は、保険金を支払う立場の協定保険会社と弁護士との間の紛争という形になります。すなわち、契約者・協定保険会社・弁護士という三者契約の様相を呈しています。ただし、保険契約は協定保険会社と契約者との間にあるので、弁護士との間をどう調整するかということで設置しているのが、弁護士費用保険ADRです。こちらは日弁連に事務局を置いたADR機関で、裁定・和解あっせんを行っています。

私も裁定委員として何件か担当していますが、やはり、妥当な弁護士費用がどの程度かということと、その費用をかけることについて、協定保険会社と弁護士との間で認識にずれがある場合に、事案として上がってきます。これに対して、ADR裁定委員会から一定の回答を出すこともありますし、両者間のやり取りをして、譲歩していただくといった形で解決をしています。毎年十数件の事案が上がっており、多くの事案で一定の解決を見えています。

保険の具体的な処理内容に関する紛争については、一般的な弁護士に対する苦情窓口として、市民窓口や紛議調停といった制度がありますので、そちらの方にも上がっているかと思えます。

(北川議長)

河野委員、いかがですか。

(河野委員)

ありがとうございました。消費者は専門知識に欠けますし、やはり法律を知っていること

が判断にも非常に力を発揮すると思いますので、是非、様々な民事分野で弁護士の皆様のお力を借りたいと思います。今後もどうぞよろしくをお願いします。

(北川議長)

どうぞ、太田委員、お願いいたします。

(太田委員)

資料2頁の、2001年からの弁護士費用保険の販売件数とLAC取扱件数のグラフによりますと、販売件数が増えれば取扱件数も増えるという相関関係が明らかに見られます。一定程度利用が担保されている当時のデータかなと一見、見えてしまうのですが、このデータを具体的にどう分析されているか、日弁連の見解をお聞きしたいと思います。

すなわち、こういった制度の普及というのは、公共政策の決定と同じで、エビデンスベースでの改善・改革が必要になりますので、河野委員のご発言にもあったとおり、顧客の満足度や、問題解決が図られない場合の顧客の不満などの統計をきちんと取った上で、この相関関係が何を意味しているかということ解析していく必要があると思います。

弁護士・日弁連として、そういった解析やフィードバックをされているのかどうか、されていたら内容をご紹介いただきたいと思います。

(北川議長)

田中副会長、よろしいですか。

(田中副会長)

私が知る限り、今言われたような観点からの解析というのではないかと思うのですが、ただ、資料3頁にも記載のとおり、簡易裁判所での交通事故損害賠償請求事件に弁護士が選任される事件数が、弁護士費用保険の販売件数とともに上がっておりますので、そういう意味では、少なくとも弁護士を付けられなくて不満だった人に弁護士が付いているとは言えるのではないかと思います。

(加納副委員長)

加納からも1点お話しします。日弁連リーガル・アクセス・センターでは、協定保険会社からの苦情も受け付けており、委員会で議論をした方がよいものについては議題に供し、それに対する対応を報告しています。

そこでは、交渉に関するもののほか、弁護士の態度や処理方法についての苦情が上がってくる場合もありますので、こちらも分析して、委員間で意見を共有し、全国の弁護士会にフィードバックするというを行っています。

また、各地の弁護士会において、協定保険会社の現地のサービスセンターとの意見交換会の開催をお願いしており、そこで協定保険会社と弁護士会とが直接に、どういった運用がなされているかについて意見交換をしています。

依頼者が不満を感じている場合、直接弁護士会に申し出るケースもありますが、弁護士を紹介した協定保険会社に苦情を言う方もおられ、協定保険会社で集約された情報がまた弁

護士会に上がってくるので、ある意味では、市民の方の苦情を吸い上げるルートとしても機能しているのではないかと思います。こちらのルートで挙げた意見も適宜、制度の改善に繋げています。

交通事故の件数は、平成16年には95万件ほどあったのが、令和2年には約30万件となり、約3分の1に減少しています。他方、資料2頁の表をご覧くださいと、交通事故の件数全体が3分の1になった中でも、LAC取扱件数は右肩上がりに増加し、4万件に達するまでになっています。この交通事故件数の減少傾向と、LAC取扱事件の増加傾向との関係は、弁護士による事件処理が支持を得ているからではないかと考えています。

同じく先ほど紹介のありました簡易裁判所における交通事故損害賠償請求事件の弁護士選任率について、資料4頁をご覧くださいと、2006年には本人訴訟24.5%に対し弁護士選任率が74.8%であったのが、2019年には弁護士選任率が94.7%になっています。これは、本人訴訟であったものが、弁護士が選任される形になって、かつ簡易裁判所事件の全体数も増えていますので、相当程度、弁護士費用保険が普及しているということかと分析しています。

(北川議長)

太田委員、いかがですか。

(太田委員)

ありがとうございました。なぜこうしたことを申し上げたかと言いますと、先ほどの資料に保険料の一覧がありました。インターネットトラブルの月額750円は多くの人が入るかなと思いましたが、交通事故の加害について保険料が不明のものがあったり、一般民事では月額3,000円のものなど、なかなか手が届きにくい、比較的高い保険料のものもあると感じました。

制度を普遍化していくには、やはり人々の手に届きやすいものにしていかなければいけないと思います。その場合、きちんとエビデンスを示すことが必要で、すなわちそれは相場観を作っていくということになると思います。今はまだ相場観が形成されていないために、こういった保険料が基本になっているのかなと思った次第です。弁護士会としても、企業実績等の数字だけではなく、どういう効果があるかという情報を具体的に社会にフィードバックしていくことが、制度の普遍化に繋がり、保険料の低下に繋がっていくかと思いました。

(田中副会長)

保険料が不明のものについては、資料に書かれているように、特約に自動的にセットされるため、この保険だけではいくらなのか切り分けられないという趣旨だと思います。

(太田委員)

なるほど、分かりました。ありがとうございます。

(北川議長)

ありがとうございました。他に、どうぞご発言を頂きたいと思います。

(荒会長)

LAC制度は今、かなりの勢いで伸びていまして、先ほどご覧いただいたように、LAC取扱件数は全体で約4万件となっています。

これを民事法律扶助と比べてみるとどうかというと、民事法律扶助の方は、法律相談が年間30万件程度、代理援助が11万件程度行われています。

代理援助は11万件と、LACの3倍近い件数なのですが、償還制となっています。多くの場合、生活保護受給者については免除制度が大枠で認められますが、それ以外については原則償還となります。

足すのがよいのかどうか分かりませんが、民事法律扶助の代理援助とLACを両方合わせると15万件ほどになります。我々の仕事の一定の割合をこういった保険や代理援助などでカバーしているということをご報告させていただきます。

(北川議長)

ありがとうございました。委員の皆さん、ご発言ございますか。

(加納副委員長)

1点補足します。日弁連では2018年にスウェーデンへの調査に行っていますが、スウェーデンでは、国民の95%が何らかの弁護士費用保険に入っているということでした。主には火災保険、家財保険にセットされたものが普及しているということです。

スウェーデンは福祉国家ですので、法律扶助が対応していた部分を、国家財政等の様々な状況により、保険で代替していくような方向で発展してきており、国民は当たり前を使う制度になってきているようです。日本も、訴訟費用の資金調達として、そういった方向性を考えていくことも可能かと考えております。

(北川議長)

村木副議長。

(村木副議長)

お聞きしたかった点をちょうどご説明いただいたのですが、弁護士に力を借りることがどのくらい広まっているかを見る数字があればと思いました。いつかで結構ですが、代理援助・法律相談・LACがひとまとまりということであれば、その経年変化や、保険というのは起きたときのために加入している人がいるので、その数字などがもし分かったら、法律や弁護士の仕事がどれだけ身近になっているか分かるので、そういったデータを教えていただけたら有難いと思いました。

(北川議長)

田中副会長、いかがですか。

(田中副会長)

数字はあると思いますので、調べてまたご報告させていただきます。

(高橋副会長)

若干補足させていただきますが、交通事故においても不満足の場合はあります。例えば、加害者と被害者で過失の有無を争っていて、保険金から弁護士費用が支払われるということでLAC制度を通じ弁護士の紹介を受けた場合、その弁護士が、被害者とされる方からお話を聞いて、被害者はそんなに悪くはないのでこれくらいで行けるのではないかという見立てでやったところ、最終的に被害者の過失が認定されてしまい、損害賠償額が少なかったというような事件は、不満に繋がります。

しかしそれは、弁護士費用保険や制度上の問題というよりは、事案の性質上の問題という要素が多いと思います。ただし、これからいろいろな問題が出てくると思いますので、それぞれ検証していくことが必要かと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。他はいかがですか。

(荒会長)

弁護士費用保険は外国でも、例えばドイツなどでも非常に発展しておりますので、日本でもこれからも発展していくのだらうと思います。

私は会務の方針について考えるとき、必ず、健全な発展、ということを考えております。

LAC制度において、健全なというのは、先ほど来言われている、苦情対応をきちんとしていくこと、そして弁護士のスキルを高めながら、スキルを使って解決できるようにすること。こういったことをきちんと行った上で、保険を発展させていくことが大事だと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。弁護士に依頼する際の、入口が狭い、金額が高いといった悩みに対する一つの解決策であり、利用の伸び率が高いということで、今後さらに力を入れていただくのだと思います。では、この項はこれで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

議題② 子どもの権利基本法の制定を求める提言について

(北川議長)

それでは、次の議題に入らせていただきます。「子どもの権利基本法の制定を求める提言について」を検討したいと思います。まず相原佳子副会長、柳優香子どもの権利委員会幹事、一場順子同委員会幹事にご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(相原副会長)

日弁連副会長の相原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

日弁連は、本年9月に「子どもの権利基本法の制定を求める提言」を公表しました。

1989年に国連において子どもの権利条約が採択され、1994年には我が国も批准しましたが、27年以上を経て、未だ条約に規定された子どもの権利が実現されているとは言い難い状況です。

子どもの権利条約についてはご存じの委員の方も多いかと思いますが、日弁連の子どもの権利委員会がまとめたパンフレットをご用意していますのでご参照ください。

児童虐待相談対応件数は増加しており、2020年度には20万件を突破しています。子どもの数は減少しているにもかかわらず、児童虐待で命を落とす子どもの数は年間50人前後で推移しており、減少していないという現状にあります。

その他、子どもの貧困やいじめ、また学校の校則等、子どもに関しては多数の問題が指摘されています。立法政策等が全く採られていないわけではないのですが、なかなか状況が改善されていません。

その背景には、我が国においては、子どもは守るべき対象であるという見方が根強くあり、子どもを一人の尊厳ある権利主体として尊重することが社会全体の共通認識になっていないということがあります。そのため、子どもの権利の主体性を踏まえた対策が講じられていないのではないかと、そういった部分にも一つの要因があるかと認識しています。

各法律においては、児童福祉法に若干、子どもの権利に即した表現はありますが、全体的に子どもに関する法律の中で、子どもの権利の主体性を意識したような書きぶりというものはなかなか十分にはない状況です。

国連の子どもの権利委員会は従前から、子どもの権利条約実現のための日本政府の措置について、政府の報告書に対する審査を実施し状況改善を促していますが、日本の対応は必ずしも十分なものとは評価できません。

また、我々司法の分野に目を向けても、判決では、条約の条文が引用されることはあっても、裁判規範として直接適用されることがないという実情があります。

そのような状況にあることから、日弁連は、国に対し、子どもに関する包括的な権利を明らかにするものとして、子どもの権利基本法の制定を提言しました。子どもの権利基本法の制定によって、子どもの権利条約の理念が人々の意識に根つき、行動規範、社会規範、裁判規範として機能することを強く望むものです。

こちらの提言は、子どもの権利に始まり、国・地方公共団体の責務、また実現のための基本計画の策定や、総合調整機関・監視に関する組織等が必要と考え、そのような章立てとなっています。

子どもの権利については、差別の禁止、子どもの最善の利益の考慮、生命・生存・発達の保障、子どもの意見の尊重を一般原則として指摘しています。これらを具体化する条項案につきましては提言をご覧くださいと思います。

また、調整機関として、子どもの権利保障を総合的かつ効果的に実施するための施策の策定、組織の整備を実施する機関が必要と考えています。

さらには、ここは日弁連としては強く申し上げたいところですが、監視のメカニズムの創設、子どもの権利救済制度の創設が重要です。そこで、独立した機関として、子どもの権利擁護委員会の創設が必要であり、国や各自治体などいろいろな規模があるかと思いますが、

その旨を提言しています。

以上のように、子どもを権利の主体として確立し、先ほど申し上げた一般原則の具体的な実現を図り、総合調整機関における施策を実施し、さらには、監視すべき独立した機関を設けるという内容となっている、子どもの権利基本法の制定を提言しています。

現在、政府が「こども家庭庁」の創設を閣議決定したという報道がされています。ただ、様々な報道があり、詳細な内容は把握できていません。個人的な見解として申し上げますが、子どもを権利の主体として尊重することを前提とする調整機関となるのかどうか、そこは注視しなければならないと思っています。なぜ名称に「家庭」が入ったのか、その意味があるのかなのか、入ることで何か変わってくるのではないかとと思っています。

以上、日弁連の子どもの権利基本法に関する提言の概略を申し上げます。

(北川議長)

ご説明を頂きました。委員の皆さんからご発言をお願いしたいと思います。船渡委員、事前に資料を提出いただいておりますが、いかがですか。

(船渡委員)

医療に関しまして、公表されたデータをエビデンスとしてということで、こちらの資料は、本日のお話に関連するネットニュースなのですが、きちんとした論文にされているものです。特に、先ほどのこども家庭庁は、どういうふうに推移していくのかということと関連しますので、少々お時間いただければと思います。

「日本の子ども8人に1人がCSHCN、養育者のストレスと有意に関連」というタイトルになっています。このCSHCN (Children with special health care needs) というのは、一般的な子どもが必要とする水準以上の保健・医療サービスを必要とする子どものことであり、日本において約12.5%、つまり8人に1人がこれに当たるということです。こういった子どもを持つ親が不安や抑うつを持っているというとき、ソーシャルサポートをすれば子どもと親が軽減されるということです。

こども家庭庁の中において、こういったものを対象にしていいただければと思います、本日、資料を提出した次第です。

資料の3段落目ですが、アメリカには、MCHB (Maternal and Child Health Bureau) 母子保健局というものがあまして、こちらがどういうことをやっているのかも注視していければと思います。

裏面の一番下に行きまして、「CSHCNと養育者のストレス軽減、ウェルビーイング実現に必要な教育・社会環境に関する研究が必要」ということで、2018年の成育基本法、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針と、医療的ケア児及びその家族に関する支援に関する法律、そして最後に、こういった研究センターがこれからどう求められていくかということに絞っています。

私は染色体異常の子の検査をしており、そういった子どもたちがどうやって生涯を通じ

て親と社会に適合していくのかということに関心がありますので、本日この資料を出させていただきました。以上です。

(北川議長)

ありがとうございます。相原副会長、今のご発言で、一度ご見解を承りたいと思います。

(相原副会長)

非常に専門的な資料でして、私が申し上げられる知識や見解の範囲を超えているのかもしれませんが、ただ、養育する養育者をサポートするというのは、非常に重要な問題かと思えます。どうしても弁護士の世界では、離婚などのときに子どもを中心に考えるのですが、そこで、いわゆる自助で終わるのではなく、医療や福祉等の専門家が適切に関与していくということは非常に重要だと思えますし、一種の権利性があるのではないかと思います。

子どもが成人になる過程において、例えば小児慢性疾患やその他の難病等、親だけではなかなか厳しい状況というのはかなりあると思えます。医療や福祉の専門家が適切に関与することができないと、どうしても家の中にももってしまい、ストレスを抱えるということはあるかと思えます。そういう意味で、国や自治体等によって、適切な専門家のサポートが介入する仕組みが作られることが重要だと思えますし、そのためにも子どもの権利基本法は考え方としてあるべきではないかと思いました。

(北川議長)

どうぞ。

(一場幹事)

障がいを負った子どもに対する差別の禁止は、基本法案第3条の差別の禁止に含まれています。また、基本法案第15条は国の基本計画の内容について規定しており、第4項をご覧いただくと、子どもにとって適切かつ必要な医療や保険を享受することができ、子どもがその成熟度に応じて、医療に関する情報にアクセスすることができるようにすることという、具体的な計画案の提案も求めています。また、子どもの権利条約には、第23条に障がいを負った子についての条文があります。

日弁連の子どもの権利基本法案は、子どもの権利条約の一般原則に加え、暴力の禁止や、生まれたときに氏名・国籍を持つ権利といった基本的な権利を法案にしているものです。そして条約との関係については、基本法案の第33条において「子どもの権利条約はこの法律で定めるもののほか、子どもに関わる全ての事項に関し、効力を有するとともに、子どもに関する全ての法令の解釈適用に当たって解釈指針とされるものである。」という規定を入れています。

単にこども家庭庁を創設するだけではなく、3点セットとして、こども家庭庁、子どもの権利基本法、そして子どもの権利侵害についての相談を受け、政府の施策をチェックできる子どもコミッショナー、この三つの機構が揃わないと十分に子どもを救う機関とはなり得ないのではないかと思います。政府では基本法に加え、子どもコミッショナーについても検

討されているということですが、作っていただけるように、皆さんのご協力を頂ければと思います。

(北川議長)

どうぞ。

(柳幹事)

船渡委員から頂いた資料については、詳しく知識があるわけではないのですが、2頁に、難病や小児慢性疾患への医療費支援が自治体による子ども医療費補助制度として行われておりという記載があります。先日発表されたこども家庭庁のイメージでは、障がい児支援はこども家庭庁に移管されるとあったと思うのですが、こういった医療の問題、保護者や家族の支援というのは、国が主導的に取り組んでいくべきではないかと思います。

また、子どもの立場から見ると、難病や慢性疾患のお子さんは病院で過ごす時間が非常に長い中で、教育を受ける権利が十分に保障されていないといえます。院内学級等を幾つか見学しましたが、そこでは学年の違う多くのお子さんを、一人の中学校の先生が教科外の科目を持ちながら見ているという状況を目の当たりにしました。

こういったことから、子どもの権利に関し、教育の問題、医療の問題、保健福祉の問題、障がい児の問題等は、一体として取り組まなければならず、切り離すことはできません。こども家庭庁がどこまでこういったことに踏み込み、権限を持って創設されるかは、非常に重要だと思います。今回いただくご意見も参考にしながら、こども家庭庁にどのような権限を持たせていくのか、日弁連としてもいろいろと意見を言っていきたいと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。船渡委員、今のお話についていかがでしょうか。

(船渡委員)

このこども家庭庁というのが一体どういうふうになっていくのか全体像が見えないのと、また、行政と民間のサポート体制の棲み分けも同時にやっていき、障がいだけでなく、メンタルの問題を抱えている子を持つ家庭もありますので、親を含めて対象になっていくかと思います。こども家庭庁というのがどういうものなのか把握していないのですが、いかがでしょうか。

(相原副会長)

こちらも新聞報道等でしか把握できておらず、情報を集めている最中です。申し訳ございません。

(柳幹事)

内閣府のウェブサイトイメージ図のようなものが載っています。主には、内閣府の管轄にあった子ども関連のものと、厚生労働省の子ども家庭局などが持っていたもので作られ、その他はまだ移管されずに関与・連携といった言葉で表現されています。全ての子どもの施策がこども家庭庁に入るというわけではなさそうです。

ただ、その関与・連携が一体どのようなものになるのか、勧告や調査などが実効的なのか、そしてやはり、子どもの権利の保障に即したものになっているかという観点で評価していくことが必要かと思っておりますので、そのためにも、子どもの権利基本法や、行政を監視する機関としての子どもコミッショナーが必要かと思っています。

(北川議長)

よろしゅうございますか。それでは、浜野委員、お願いいたします。

(浜野委員)

ご説明ありがとうございました。今、こども家庭庁の設置が関心を呼んでいます、そういった段階にありながら、基本法を創設したいとおっしゃっている日弁連とのすり合わせがなかなかできていないというのが、ちょっとした驚きでした。

やはり、こども家庭庁を設置しただけでは役割としては不十分で、子どもの権利を保障する法律もあってしかるべきですし、それを監視する機関も必要だと思います。

基本法案の32頁には、総合調整機関の設立として、内閣府の外局を想定と書かれています。具体的にはこども家庭庁という絵図が見えていますので、その点もすり合わせを進めていただければと思います。

また、様々な権利を保障しなければいけないと同じ思いをお持ちの機関があると思いますので、そういった機関と横連携をして、こども家庭庁にふくらみを持たせ、ワークするような体制を整えていただければと思います。そういった横連携というのはいかがでしょうか。

(北川議長)

どうぞ。

(相原副会長)

子どもの問題に関しては、子ども関連のNPO法人や、小児科の医師、学者など、基本法を作るべきだという同じような思いの方々とシンポジウムや意見交換を何度も行ってきています。提言を作った際には、厚生労働省などに説明に行きました。

今はまだきちんとした横の連携ができているという状況ではありませんが、お会いして話してみると、皆さん共通の問題意識は持っているという認識です。

(柳幹事)

ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、子どもに関する民間の団体は全国にたくさんあります。そういうところが横のつながりを持ち、子どもの権利条約キャンペーンという活動を始めまして、そこに多くの主要団体が入り、この基本法の制定やコミッショナーの設置、それから子ども庁の設置について、ずっと訴えかけてきました。あとは、日本財団が子どもの権利基本法の提言というものを出しています。

日弁連もそういった民間の団体等と横のつながりは持っていて、一緒に意見交換をしながら運動を進めてきました。広げよう！子どもの権利条約キャンペーン実行委員会が12

月1日に院内集会を開催した際には、協力団体として活動しました。野田内閣府特命担当大臣ほか議員の方々にお越しいただき、実際にこちらの意見をお伝えするとともにご発言をいただいたりといったこともしてきています。

(一場幹事)

付け加えますと、そういった今までの民間団体及び日弁連、日本財団などのいろいろな動きがあったことが恐らくベースになっているのだらうと思いますが、12月29日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」には、「基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童の権利に関する条約に則り、全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること」と、日弁連の子どもの権利基本法案が打ち出している子どもの権利条約の一般原則四つをうたっているのです、それはこれまでの運動の成果かと思えます。

(浜野委員)

ありがとうございます。いろいろな運動をしていただいて、私たち委員もそうですが、メディアの方にももっと働きかけて、子どもの権利を脅かすような痛ましい事故が数々起こっていますから、そういったときにこの基本的権利をどうやって守るかということ、皆で考える機会を作っていけたらと思いました。よろしくお願いします。

(一場幹事)

2019年に千葉県野田市で小学4年生の悲しい事件がありました。国連の子どもの権利委員会は、第3回報告書審査の際に総括所見を出しており、その中で委員会は、児童を権利を有する人間として尊重しない伝統的な価値観により、児童の意見の尊重が著しく制限されていることを引き続き懸念すると指摘しています。日本社会が、子どもを権利を持つ人間として尊重するというのを、もう少し自分たちの社会通念として受け入れられるようになるためには、やはり子どもの権利基本法がきちんと作られることが必要だと思います。

(北川議長)

ほか、ご意見いかがですか。では、どうぞ。

(井田委員)

ご説明ありがとうございました。今回子どもの権利に特化されているのは、やはり子どもというのはなかなか声をあげにくく、何かあっても声をあげる手段すら持たない立場であることが多いので、そういった被害に目を向けて、救済や権利擁護委員会を立ち上げようということは、とても大事だと思いました。今回の法案の説明を見ても、犯罪全体の数が減っているのに児童虐待は増え続ける一方で、これは救済されるべきだという意識の変化に繋がるだろうなと思いつながりながら読ませていただきました。

質問です。子どもの権利擁護委員会の役割について考えるとき、2000年代初頭に政府が人権擁護法案の中で立ち上げようとしていた、子どもに特化せずいろいろな事件の被害救済を図る委員会をめぐる議論を思い出しました。提言の24頁の脚注に、当時、日弁連も2008年に国内人権機関の制度要綱というものを出しているとあります。これは子ども

に限らずいろいろな国と地域の人たちを救う機関ということだと思うのですが、この2008年の提案と、今回の提案は、どんなふうに接続するのでしょうか。

(相原副会長)

国内人権機関という大きなものが創設されれば、子どもの権利がその中に含まれることも十分にあり得ます。ただし、国内人権機関の創設にはある程度の時間がかかるであろうということもありますので、まずは子どもの問題に関する権利擁護委員会を作ることです。将来的に国内人権機関に吸収されるか、独立のまま存続するかもしれません。持ち方も、組織の大きさでいえば国なのか自治体なのかなど、いろいろとあると思います。

日弁連の中にも国内人権機関実現委員会という委員会があり、その委員会とも意見交換をしています。実際に海外では、先に子どもに関する権利擁護委員会を作り、他のものも作り、最終的にそれが国のレベルで一つになる例があり、決して矛盾する話ではありません。子どもに関しては今その権利擁護の必要性が十分に高いので、とにかくまずは子どもの権利基本法を作っていただきたいということで、特段の矛盾はないと申し上げられるかと思えます。

(井田委員)

分かりました。国内人権機関と子どもの権利擁護委員会は共存できるということですね。吸収や合併といった関係にあるかもしれないけれども、ひとまず子どもについて提起されているということで理解しました。ありがとうございます。

(北川議長)

はい。

(柳幹事)

補足します。各国では、国内人権機関の中の子どもセクションという形もあれば、子どもだけのコミッショナーという形もあり、世界的に見れば70か国以上に子どもの救済をする機関があると聞いています。

日本の場合、地方自治体で見ると、市町村の子どもの権利救済機関や、オンブズパーソンという名前で設置されている自治体が全国に約40か所あります。私も一場幹事も救済委員をしていますが、そこで出てきた個別の事案に共通する問題や、事案の個別の救済では解決しない制度的な課題がたくさんあり、国の機関がなければ解決に繋がらないことを実感しています。ですので、既にある自治体の救済機関と連携を取りながら、子どもの施策を改善していく国の機関が必要であると思います。

ご質問の中でもおっしゃっていたように、子どもはやはり自分で声をあげることが難しいということがあります。成長・発達の過程にあるという特別な事情があるので、司法の救済を待っていたら大人になってしまいますし、裁判になると、親との関係で困っているお子さんだったり、経済的な事情などで、手続に参加するのが難しい場面もあります。そういったハードルが高い中で、子どもに特化した権利擁護機関をまず作り、そこを突破口に広げて

いけたらと個人的には思っています。

(井田委員)

確かに、いじめや体罰など個別の事象がきっかけで、各自治体の取組がぐっと進んだなどということも聞きますので、そういったきっかけが各地にあることを拾えるようなものができればよいと感じました。ありがとうございました。

(北川議長)

清水委員、お願いします。

(清水委員)

こども家庭庁の話の前に、子どもをどういうふうに捉えるかという議論があるべきだと思いますので、この子どもの権利基本法がきちんと制定されなければいけないと思います。今のままで行くとこども家庭庁は、内閣府・厚生労働省・文部科学省にある部局の必要な部分を少しずつ集めたということに終わりがねないので、大本のところを大事だと思います。

それから、国連の子どもの権利条約をじっくりと読み、今の子どもは抑圧されていて自分の意見や生き方が表明できない状況であるということをよく理解した上で、子どもの権利擁護が大事であると示していくことが必要だと思います。

基本法案については、4章（総合調整機関）、5章（子どもの権利擁護委員会）を入れるのは、極めてハードルが高いと思いました。しかし、これを外せば理念法としては通るかもしれませんが、本当に文言だけの基本法になりますから、入れられれば突破口になると思います。

私はやはり、連合もこれを求めています。世界のどの国においても、人権侵害の救済法をきちんと作っていくことが、子どもや、生活する人、働く人、あらゆる人の人権を守るということは、忘れることなく追求していく必要があると思います。

私は連合の事務局長であると同時に日本教職員組合の中央執行委員長をやっていますので、子どものことに関して言えば、これはすぐにでもやっていく必要があると思いますが、4章・5章についてはなかなかハードルが高いと思っています。以上です。

(北川議長)

相原副会長、よろしいでしょうか。では、太田委員。

(太田委員)

一つ質問と、一つコメントです。質問は、先ほど、約40の自治体という数字が出てきたのですが、先駆的な取組をやっている自治体、すなわち、こういった日弁連の権利基本法案の考えの下、既に自治体として理念条例を作っているところがあるかどうかお聞きしたいと思います。仮に作っているところがありましたら、どういうふうな施策をやっているかお教えてください。

もう一つはコメントです。これからこども家庭庁が法律とともに設置されていくと思うのですが、次の通常国会では大きなテーマになります。是非、出てきた法案も日弁連の基本

法案と照らし合わせていただいて、何か政府側の閣法に問題があれば、どこに問題があるのかということ、我々マスコミや市民社会に教えていただきたい、是非日弁連からどんどん発信していただきたいと思います。

(北川議長)

どうぞ。

(一場幹事)

一つ目のご質問ですが、確かにいろいろな地方自治体で子どもの相談救済機関ができていて、その相談救済機関が全国でネットワークを作り、子どもの相談救済活動についてのいろいろな話し合いを行い、知恵を絞り合ってより良くしていく努力を現在しているところ。そういった自治体が全国に約40あるのですが、きちんとした、権利条例という名前の条例はあまりないです。残念ながら、権利条例を作ろうとすると、子どもの勝手を許してはいけないという世論の動きにより頓挫することが多いようです。

ですが、子ども条例という形でできている自治体は、川崎市、名古屋市、世田谷区など幾つかあります。

この閣議決定で、子どもの権利条約に則ってということが言われていますので、今度こそきちんとした子どもを権利の主体とする基本法案ができるとよいと思います。

(北川議長)

はい。

(柳幹事)

全国で、いわゆる基本条例に当たるものがある自治体は、約50あると聞いています。その中で、オンブズパーソンなどがある自治体が約40と聞いています。詳しくは、民間団体なのですが我々も連携している子どもの権利条約総合研究所というところのウェブサイトにも最新の一覧が載っているので、そちらをご覧くださいと思います。

私は今福岡県の志免町で権利救済委員を務めているのですが、そこは志免町子どもの権利条例という名前になっていて、どんな活動をしているかという、直接、弁護士だけではなく、心理の専門職、教育の専門職が救済に関わり、その他に相談員の方が相談を受けています。子どもから直接お話を聞き、調査して勧告をしたり、コロナ禍なので、学校に出向いて、手紙を書いてもらってそれに対して返事を書く形で相談を受けたりと、いろいろなことをしています。

各自治体も工夫をしながら、子どもの声を拾って子どもの権利を救済する活動をしています。一番古いのは川西市というところで、そこは子どもの権利条例ではなく、オンブズパーソンを設置する条例という形でやっています。あとは川崎市も有名だと思います。実際に市民運動の中で条例案が議会で採択されるといった動きが出ているところも現にあります。

地方自治体の方と話をすると、地方でも頑張っているけれど、やはり国で基本法や機関を作ってもらえないとなかなか解決しない問題もあるので、作ってほしいと強く望む声が聞

こえてきます。

先ほど一場幹事から説明したように、各自治体の職員・救済員・相談員は、1年に1回集まって意見交換や分科会を持つ企画を10年以上毎年続けていて、自治体の横の繋がりとというのは結構あります。あとは本当に国だけというような状況かと思います。

ただ、自治体における設置数も全体から見ればまだ2%程度です。ですので、そこも広げつつ、国の機関を作って連携をとっていくことが大事かと思っています。

(北川議長)

どうぞ。

(一場幹事)

自治体の相談救済機関にとって一番大事なことは、子どもからアクセスしやすい機関であるということです。子どもは自分で意見をなかなか言いにくいので、例えばキャラクターを作ってカードを学校で配り、ここに相談に来てねと優しい言葉で案内する等、いろいろと知恵を絞って、子どもにとっていかにアクセスしやすくするかということを中心にしています。

大人と違って子どもの問題は迅速な解決が必要です。解決したときにもう大人になっていては意味がありません。相談救済活動に意味があるのは、話を聞いて、相談を受けてすぐ動ける、すぐ学校に行けることです。そして条例に基づいていけば、調査権限があり、学校側は調査に対応しなければいけないという義務付けがあるので、非常に動きやすいということがあります。そういったものが国レベルでできれば、とても大きな力になると思います。

(北川議長)

太田委員、いかがでしたか。

(太田委員)

どうもありがとうございました。今お聞きして、子どもの権利基本条例のモデル条例を作って自治体に広めて、ボトムアップで国を動かすのも一つの手かなと感じました。

(北川議長)

河野委員、お願いします。

(河野委員)

子どもの権利基本法に関する日弁連の提言と構想には、心から賛同します。日本では人権に対する意識が諸外国と比べても確立されておらず、後手に回っていると思います。

つい先般、ようやく、ビジネスと人権に関する我が国のアクションプランが策定されました。ただ、このアクションプランも、こうあるべきということはかなり書き込まれているのですが、具体的にそれがワークしていくかという実行可能性を考えると、高い壁があるのではないかと思っています。

方向性が明確に示されていても、なかなか今般の状況というのがありますし、成年年齢の18歳への引下げが間もなく施行され、待ったなしで大人として扱われてしまう状況も発

生しますので、是非、切れ目なく、個人としての尊厳を守るための権利について、日弁連の皆様にはしっかりと声をあげ続けていただきたいと思います。

私の専門分野である消費者分野においても、かつては、消費者はほぼほぼというところで守られる対象だったのですが、消費者基本法が制定され、消費者庁という専門の行政機関もできました。ここに至るまでの道のりは本当に長かったです。

子ども家庭庁も、制度としてはできますけれども、社会が本当に期待する役割を果たしてくれるまでには、まだ長い道のりがあると考えています。ですので、日弁連が社会のムーブメントを起こす起点となって、私たち国民に訴えていただきたいと思いますし、心ある関係者がしっかりと行政の今後の方向性を見守り、機を見てしっかりと発言していくことが大事だと思いました。お互いに頑張っていきましょうと心新たに感じたところです。どうもありがとうございました。

(北川議長)

他はいかがですか。

(荒会長)

私も高齢者・障がい者の問題に長らく取り組んできた一人ですが、子どもの権利基本法案の第4条第2項について、資料に趣旨説明を書いています。この意味を念頭に置いた上で「家庭」という言葉を入れたのであれば、とても不安だと思っています。

障がい児を育てていくには、親にはとても大きな負荷がかかります。ですから、親が元気にならなければ、子どもは元気になれない。親が元気になってこそ、障がい児も元気に育つという意味で、この家庭という言葉が使われているならよいのですが、やはりそこが分かれ目なのだろうと思います。家庭を元気にして子どもたちを元気に育てるという視点でこの言葉を使っているかどうか、これから見ていく必要があると思っています。

1989年に日弁連は人権擁護大会で消費者庁の設置を提言し、それから約20年かかって消費者庁が設置され、内閣府の消費者委員会という国の委員会が作られました。今、子どもの世界に同じような形で導入していくことになります。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律制定の際に、推進機関がなければ推進できないということを、我々は身に染みて感じています。障害者差別解消法には、推進機関が明示されませんでした。ですから、子ども家庭庁は、子どもの権利を推進する機関と位置付けて作ってほしいと思います。

(北川議長)

ありがとうございます。私も国会に長く席を置いておりまして、閣議決定はしたけれども、法律ができたなら換骨奪胎といったおそれが非常に強いという思いで、皆さんご発言を頂いたのだと思います。

国連がSDGsを始めいろいろなことを抜本的に見直すということで、日弁連も是非頑張ってください。様々な角度から皆で力を合わせてやっていく必要があるかと思っています。

村木副議長、一言いかがですか。

(村木副議長)

こども家庭庁ができて、子どもに対する財源や権限がある程度集約されるのかどうかということ。それと、子どもを主体にした、子どもの最善の利益をベースとした基本法ができることは、とても価値があることだと思います。

振り返ると、男女共同参画のときには局と基本法がセットで作られたので、基本法の制定は非常に大事だと思います。ですが現実としては、私も清水委員と同じ感覚を持っていて、5章が本当に難関だと思いました。5章がうまくいかないときにはどうするかということも考えつつ、一方で、基本法を作れば必ず基本方針を作れますし、自治体向けの発信もできるようになるので、できることをどんどん進めていくことを考えるとよいかと思いながら、お聞きしました。

ここまでこのような基本法案ができていて、本当に関係者の推進力になると思います。ありがとうございます。

(北川議長)

それでは、この項を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

6. 次回日程

(北川議長)

次に、次回の日程です。2022年3月14日、月曜日ですが、現段階で委員10名が参加可能ということで、午後3時から午後5時に開催させていただきます。皆様、ご予定をいただきたいと思います。会議室は追って事務局からご案内を差し上げます。

その他、何かございますか。

7. 閉会

(北川議長)

それでは、第70回の日弁連市民会議を閉会させていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。(了)